

Title	大阪工業学校の創立過程
Author(s)	鎌谷, 親善
Citation	大阪大学史紀要. 1983, 3, p. 17-30
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/8768
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

大阪工業学校の創立過程

鎌 谷 親 善

(1)

大阪大学工学部の前身である大阪工業学校は明治二九年五月一八日、これまでの文部省直轄学校官制を改正する勅令の公布によって創立された。この設立に向けての具体的な動きは明治二四年に始まっており、まず中央において明確な姿を見せるのである。

この背景を探る意味で、明治二〇年代はじめの工業教育制度をみると、技師の養成は帝国大学工科大学で、職工長の養成は東京職工学校が担当しており、明治二三年には東京職工学校に東京商業学校附属商工徒弟講習所を移して附属商工徒弟講習所（のち附属職工徒弟学校と改称）を設けて職工を養成するようになり、技術者の階層別教育体系がある程度まで整えられてきた。しかし、技術者と広く称されるものの中には、技師、それを補佐する技手、現場をみたときの職工長や職工、それに職工業者と、その多様な職種が含まれていたし、同じ職工といっても伝統的な徒弟制度で養成される大工や指物師があり、大工場で機械と対置して働く近代労働者もあった。これら多岐にわたる技

術者に対応して教育体系をつくることは単純でないばかりか、錯綜したもとならざるを得ない。他方で、義務教育の徹底をはかり、その修了者はもとより未就学者や途中離脱者を補習教育で職工とせねばならない事情もあり、このために実業教育の体系は単純なものではあり得なかった。さらに工業社会のもつ複雑な状況に対処せねばならないと同時に教育が十分に普及していない事情とが相まって、実業教育の体系的な制度化は容易でなかった。そのため、文部省による中央における工科大学―東京職工学校―同校附属商工徒弟講習所という体系も社会的要請に合致した教育制度というよりは、その国家的試行の体系といったほうが適切であろう。

このような事情を反映してか、当時の文部省においては、技師の養成はともかくとして、職工長や職工の養成を担当することには省内でも疑問視され、明治一九年に公布された諸学校令では実業学校をその対象の外に置いていたし、同じ頃文部省内にあっては東京職工学校を農商務省に移管せよという意見もでていた。そして明治二二年には東京職工学校廃止問題が卒業生の需要が少ないことや政府の財政難から

顕在化し、文部省は委員会を設けて検討し、教員養成機関に改組すべしという答申がだされており、当時教育博物館にいた手島精一や海外事情調査から帰国した専門学務局長浜尾新の尽力で復申の実施が見送られたという経緯すらある¹⁾。

文部省が実業教育に消極的であったとき、対照的に農商務省は各地に染色、織物、醸造、陶磁器などの講習所を設けるよう勸奨し、少ない公私立の工業関係の講習所がこの明治二〇年ごろには発足している。ここには伝統産業技術の近代化を試験機関とともに講習所の創立によって促進しようとする農商務省の姿勢がみられるのであって、工業に留まらず東京農林学校や商船学校、さらに蚕糸講習所などの創立にも関与していた。そのため、同じ職工教育が文部省の手で工業学校、農商務省では講習所の名で行われる状態が、この明治二〇年代を通して暫く続いている²⁾。文部省が全教育分野における主導権の確立をめざすべく積極的な努力を開始しているのもこの時期である。そのさい、職工学校という名は在学生を含めて嫌悪されていて、明治二三年三月に東京職工学校を東京工業学校に改称されており、これは手島精一の校長就任の直後のことであった。

専門学務局長浜尾新、東京工業学校校長手島精一、それに同校主幹での中に文部省書記官となる小山健三らによって、工業教育制度の整備が積極的に企てられ、実行に移されていくが、それが世界的に重要関心事となってきたのと軌を同じくするもので、海外事情の調査・報告もまた活発となっていくのを見ることができるといえる。

文部省直轄の唯一の工業学校である東京工業学校は、その明治二三

年三月の改称によって設備の拡充や教育体制が直ちに改革されたわけではないし、他の直轄学校のような高等工業学校への昇格でもなかった。しかし、手島精一の手による学校改革がゆるやかではあるが確実にはじまり、まず同年七月に学則を改めて「主トシテ職工長又ハ工業教員タルベキモノヲ養成」することを教育目的とし、用語としての「工業」教育の定着とともに直ちに実用に役立つ技術を重視し、産業界と密着した教育方針を提示したことで、いっそう実学的な教育へと進んでいくのであった。このような職業教育の徹底は他方で学校の昇格につながる諸措置、つまり教員身分を同年一〇月の官制改革によって高等商業学校などの文部省直轄学校と同様に教授、助教授と改めている。言葉をかえれば、手島は東京工業学校を工業社会に供給できる技師（正確には職工長というべきか）の養成を徹底させ、中学卒業生の受け入れを全国レベルで促進し、教員身分も格付けを上げ、教育内容の高度化と新しい技術への対応を学科新設で対処することで、つまり専門学校昇格を実質的に果たしても行くのであった。

同時に東京工業学校にとって緊急に解決しなければならない問題としては、ひき続いている入学志願者の通減があった。対策の一部として上に述べた措置が実施されており、しかしこれによっても事態は好転をみていない。さらに附属職工徒弟学校も入学希望者がいぜん増加しないという悩みをかかえていた³⁾。徒弟学校は年季徒弟奉公の一端を補うものとしての職工養成から大工場の職工の養成に至る幅広い社会的要請に応じきれないことでも、工業学校と同じ問題を内包していたといえよう。伝統工業の近代化や近代工業の受容という現実に対応す

る教育制度の整備が容易でないことが明らかになるとともに、工業教育論の活発化は国営の実験学校である東京工業学校にくわえてもう一つの実験校を創立する必要があるようになったのではなからうか。しかも、すでに触れたような工業教育の体系的整備、なかでも文部省が消極的であった初等部門の実業学校への国家助成措置という積極的施策の実施との関連において、具体化されてくるといえよう。これが最大の工業中心地である大阪に工業学校を創立する構想とならのであった。

(2)

明治二五年、当時の文部大臣河野敏鎌は大阪府知事山田信道に工業学校を大阪に設けることを内示しているが、この構想はさらに前から文部省内で、とくに技術教育の進展を積極的にはかっていた手島精一らによって提示されたとみて間違いはなからう。手島精一は東京工業学校の二、三の同僚と討議したのちの明治二四年一〇月、「大阪市ニ工業学校ヲ設立スルノ必要ヲ論ズ」を発表している。⁵⁾ 殖産興業という国策に沿って工業を振興するために必要な技術者の養成が急務であるとし、「蓋シ技術者ニ在テハ、其高等ノ技術者ヲ養成スルニハ、工科大学ノアルアリ。其学理実業ヲ並修セシムルニハ已ニ東京工業学校ノ設ケアリ」と既設の工科系学校を位置づけ、「高等ノ技術者以下ヲ要スルコト多キハ勿論ナリト雖トモ、此輩ヲ待ツ学校ノ設ケ少ナキハ、識者ノ毎ニ遺憾トスル所ナリ」と述べ、工科大学や東京工業学校より

もレベルの低い工業学校を大阪市に設けよと主張していたのである。翌一月には「工業学校設置ニ関シ、再ビ書ヲ大阪市民諸君ニ寄ス」を発表し、設けるべき工業学校の内容をいっそう詳細に、かつ具体的に提出した。⁶⁾

この手島の提案が生れた背景の一つは、すでに触れた東京工業学校における経験であるが、同時に当時の技術教育の推進者たちがなぜ大阪に東京と異なる内容やレベルの学校を構想したかということにかかわり、初等実業教育の国庫助成案や各地の高等中学校を再編して専門部を拡充する案との関連があったのではないかと推測される。しかし、これ以上に学校の内容を立案した根拠を探る史料はない。ともあれ、文部省や東京工業学校の関係者のあいだで、大阪に工業学校を設立する案がこの明治二四年段階で検討されていたことは間違いなからう。

翌二五年にはいると、この文部省の技術教育推進派ともよべる人達を中心にした大阪工業学校の設立構想はさらに具体的な展開を示す。

『大日本教育会雑誌』の第一一八号(明治二五年七月刊)は、先の手島の提言を要約して大阪工業学校が「現在ノ東京工業学校ニ倣ヒ、学科ヲ器械工芸鉱山ノ二科」にした創立案を当局者が立案中であることを報じている。それにつづいて「大阪市民ハ此事ヲ聞キ。大ニ此ヲ贊シ。之ガ創立費ノ幾分ヲ寄附スルノ協議ヲナシ居ルト言フ」と、明治二六年の市参事会の決議に向けての動きも併せて伝えている。⁷⁾

この頃の国家財政は明治二三年の不況の余波、軍備拡張などもあって教育用財源は限られていたばかりか、明治二六年には文部省直轄学校のうちの東京音楽学校が高等師範学校附属に降格されたり、学長・

校長の給与の切下げなどの合理化が実行されている。このような状況のなかで新たに学校を創設することは容易ではなかったが、文部省は積極的に大阪工業学校の創立立案作業を進めていった。これを裏づけるかのように明治二五年九月、教育ジャーナリスト日下部三之助「教育家の研究すべき現今の問題」において、その専門教育にあって「次の議案に提出せられるべき大阪工業学校設置の如き技芸学校の保護の如き之れを今日の状況に照して其緩急果して如何」と問題を提示しながらも、来るべき第四回帝国議会に大阪工業学校創立予算案が実業教育費国庫補助法案とともに上呈されることを報じていた。⁸⁾

大阪工業学校創立予算案については、文部省事務当局において大阪市の協力体制をとりつけながらも、なかでも必要経費の一部支出という肝要の案件について協議が成立しないまま、明治二五年一月開会予定の第四回帝国議会への呈出議案を準備する段階において、大阪工業学校設立の閣議請議案がとりまとめられた。⁹⁾ この「大阪工業学校設置ノ件請議案」は、工業振興政策がもつ国策のなかでの位置づけから述べはじめ、帝国大学工科大学と東京工業学校の役割に言及し、新設予定の大阪工業学校に機械工芸科と化学工芸科、それに施設を欠いていた鉱業のための鉱山科の三科を置くことを明らかにしていた。ついで大阪に工業学校を設ける理由として最近における工業の勃興が著しいこと、それに関西交通の要地で、各地から就学のために往来するのに便利であるという二点をあげていた。最後にここに「東京工業学校ト相並立シテ各地工業ニ適応シタル教育」を実施することによって、技術教育の拡充をはかりたいと創立の趣旨を説明し、この実現のため

に明治二六年度において創設費を、翌二七年度から経常費を要求している。

文部省が大阪工業学校の創設費を明治二六年度予算案を審議する第四回帝国議会に呈出できる議案とするよう求めたことは、遅くとも明治二五年六月ごろまでに一応の成案を作成するまでに省内の合意が得られていたことを示す。と同時に『大日本教育会雑誌』（明治二五年七月刊）の無署名論文の伝える大阪市の拠出金を待たずに、実行に踏みだそうとしていたことを意味する。つまり、この明治二五年の八月に成立した第二次伊藤博文内閣に文部大臣として入閣した河野敏鎌は、その就任の前から試みられていた大阪市に対する大阪工業学校創立資金の一部を出資する要請に関しては、それ以上に強く求めず、国費のみをもって設立させようとしたといえよう。しかし、当時最大の問題が軍備拡充費の調達であったことから、また国立学校の創設や誘致については京都の第三高等中学校の例で見ると府県が必要経費を一部負担することで実現をはかっていることから類推して、それ以上理由を審らかにすることはできないものの、第四回帝国議会には大阪工業学校創立の予算案は上呈されずに終わった。

河野文相時代に作成されたこの大阪工業学校の創立案は以降における作業の、一つは大阪市に拠出金を求めるさいの根拠になったし、つぎの呈案はこれをいくらか修正することで試みられているように、基礎となるものであった。したがって、明治二四年ごろの大木喬任文相時代に手島精一や小山健三らの手で作業がはじまった大阪工業学校創設計画は、河野敏鎌の文相就任とともに具体化し、その後の原型とよ

んでよい成案が作成されるに至ったとみなせる。そして財政的に余裕のないことも一因となって、この案の議會呈出は見送られたものの、その資金調達が確実になったとき、実現できうる可能性をもつものにならなっていたといえよう。

(3)

明治二六年三月七日、文部大臣は河野敏謙にかわって井上毅が就任した。井上毅がひじょうに尽力した実業教育の振興、なかでも工業教育の整備についてみると、まず実業補習学校規程の制定(明治二六年一月二二日、文部省令第一六号)があり、行財政の合理化問題が日清戦争の開始で一時的に解消したことから実業教育費国庫補助法(明治二七年六月二二日、法律第二一号)を成立させ、ついで徒弟学校規程(明治二七年七月二五日、文部省令第二〇号)の公布によって、制度的な整備とそれに関連する国庫助成を実現させることに成功した。¹⁰⁾これは農商務省と競合していた実業教育の分野における文部省の主体性を明確にしたことをも意味し、文部省はここに全教育分野を掌握するに至ったのである。工業教育の分野における体系的な制度化は、すでに指摘しておいたように対応する工業社会、さらにはそのなかにおける技師―技手、職工―職工といった技術者の存在形態、それに伝統的な職人養成などの幅狭した諸関係が影響し、予想以上の困難がつきまとったといえよう。他方、学校教育体系の整備において高等中学校の再編成と関西に一大学を設置する案が政治レベルを含めて論議されはじめたのも、同

じく明治二〇年代前半のことであった。すなわち、前者は明治二二年の芳川顕正文部大臣のときに教個もしくは一個の大学を地方に興し、既存の五個の高等中学校を拡張して緊要な医学、工学などの専門部を創立することを閣議では了解されていたが、財政難のために裁可を得るまでに至らず、同二七年六月の高等学校令の公布で実現する。後者の問題は第四回帝國議會衆議院に自由党の長谷川泰らが「関西ニ帝國大学ヲ新設スル建議案」を上呈し、建議案は可決されなかったものの、その直後から文部省内部では創立草案の作成作業がはじまり、日清戦争後の戦後経営の一環として実現をみる動きがはじまっていた。これは大阪工業学校の創設、さらにはその程度などにも絡む問題を包含していた。

井上毅はこのような状況のなかで、河野敏謙文相の残していった大阪工業学校の創立問題に取組むことになり、就任とともに大阪府知事に「内論」して大阪府参事会に懇望させ、工業学校創立費の半額出資の件を市会の審議にのぼせた。¹¹⁾井上毅の内論から大阪府参事会や大阪市会に持込まれる経過、さらに審議状況の詳細を伝える史料はいまのところ見出せないが、大阪市会は明治二六年六月一二日に「工業学校ニ関スル件」を議題として審議・可決している。これをもとに同月二三日付で大阪府参事会大阪府知事山田信道から「工業学校設立ノ義ニ付建議」が文部大臣井上毅あてに呈出された。¹²⁾

この建議は先の河野文相時代に立案された「大阪工業学校設置ノ件請議案」を下敷にして大阪府参事会が審議・作成したものであることは両文書を較べれば容易に理解できようし、大阪に誘致する理由も同

じような立論を展開しているうえ、経費についても踏襲した数値を採用している。そこでは創立費の半額を出資する大阪側の主体性は影が薄い。そのため文部省ないし中央主導による大阪工業学校の創設であるといわれるのも否定できない。

しかし、高等中学校が京都に移転された後の大阪において学校、とくに専門教育の制度的整備が放棄されていた訳ではない。医学部門については明治二一年に府立大阪病院を廃止し、府立大阪医学学校を大阪医学校と改称して校中に教授局と病院を置くことで教育機関としての体制を明確にしているし、翌二二年には府立大阪商業学校は市立大阪商業学校に改組・改称して財政基盤をより強固なものとし、明治二五年一〇月には新しい校舎を竣工させており、この充実ぶりは賞賛されている。¹⁴⁾

工業部門についての学校の創設に関しても要請の声が出ていたと思われる、とくに大阪工業学校の誕生に少なくない影響をあたえた酒造業界においては、この頃に専門学校を求めた要望が生れていた。明治二三年六月に開催された一府一九県酒造家聯合会常議員会における議案のなかに酒造技師養成のために模範学校設立ないし官立工業学校醸造科に日本酒醸造専攻科の設置を政府に出願する件があったし、明治二六年六月に催された全国酒造組合聯合会の第三回大会において、その第三号議案としての「醸造学研究に適する学科を官立学校中に設置せられんことを請願する事」¹⁵⁾が採択され、議会に請願することになっている。当時の活発な工業学校に関する議論が、手島精一らに見られるような世論誘導的なものもあったとしても、普及しはじめた近代工業は

もとより、近代化を企図する伝統工業からの要請を背景にして、その具体化としての工業学校設置論へと進んでいったことは否定できないし、全国酒造組合聯合会の決議はその一つの表われといってよい。

すでに医学や商業の分野で専門学校をいち早く設けていた大阪は、当時の日本における最大の工業地であったことから、工業学校の設置についても当然のことながら強い関心があったものといつてよからう。そのとき、政府からの誘いは当初は少なくない出費を必要とするもの、以降の経費が国によって負担される官立学校の設置に応じたのは自然の成り行きであったといわなければならないであろう。

(4)

井上毅は大阪市に官立工業学校創設基金を提出させることに成功したが、第五回帝国議会にこの工業学校創立の件を議案として呈出する責任を負うことになった。立案作業は既にある案を手直しすればよいのであり、このようにして呈出予算案とその説明が作成されたものと推定される。そのさい、河野敏鎌文相時代の案と大きく異なった点は、創設費について半額の五万円以内を大阪市が負担することであった。さらに設置学科においては鉱山科がなくなり、東京工業学校と同じように機械工芸・化学工芸の二科となったことである。そして、全国酒造組合聯合会の請願は、この段階では容れるまでには至っていないからである。¹⁶⁾

帝国議会が開催されると、案件についての詳しい説明が、ときには

資料の提出さえ要求される。小山健三はこの第五回帝国議会の開催直前の明治三六年一月に大阪を訪ねて調査を進め、帰ってから、そして多分衆議院予算委員会で審議が開始される同年一月八日より前に、審議に備えて、明治二六年一二月初稿と書いた「工業学校ヲ大阪ニ設置スルニ必要ナル理由」という文書を完成させた¹⁷⁾と見てよからう。この小山文書は、明治二四年の手島の論稿に多くの点で共通した発想がみられ、表題のとおりに大阪に工業学校を設立すべき理由をこと細かに論じており、とくに当時の大阪が日本全体の工業のなかで占めていた地位をきわめて鮮明に浮びあがらせている。本文書のもう一つの特徴は、これは日清戦争の後になって、たとえば農商工高等会議の審議の場などを通して明確になるものであるが、当時の国家政策の基軸である殖産興業政策の視点を明瞭に指示しつつ、工業教育をそれとの関連で位置づけていたことである。

第五回帝国議会の衆議院予算委員会における大阪工業学校創設の審議は、明治二六年一月八日と九日の両日にわたっていた。¹⁸⁾ 議論の焦点となったのは工業学校の「課程ノ程度」であった。牧野伸顕文部次官は政府委員として現行の東京工業学校より低い程度の教育機関で、職工および職工長の養成を目的にして、高等小学校卒業程度、年齢一五歳以上を入学資格としたのが大阪工業学校であると、説明している。質疑を通して、工業教育が帝国大学工科大学、東京工業学校、大阪工業学校、高等学校工学部、実業補習学校の五種で実施されるようになる旨説明し、教育程度として上から工科大学、つぎに東京工業学校と高等学校工学部とがほぼ同じレベルで、それより低いところに大阪工

業学校と順序づけられていて、大阪工業学校から工科大学への進学は絶望的で、せいぜい東京工業学校へ進める途があるという状態になるだろうとも述べていた。

工業教育制度をこのように複雑にして錯綜した体系にしたものは、対応する産業社会の状況とともに教育制度のもつ階梯との整合を考慮することによって生じたといえよう。なかでも大阪工業学校を東京工業学校と「相並立」してよいながらも較差を設けた理由は、すぐれて現場重視の姿勢であったからではなからうかと推察され、東京工業学校が手島校長のもと明治二三年七月の規則改正で、生徒のなかに志望を高遠に馳せ、目前の実技を疎にする弊害を除いたという発想¹⁹⁾に通じるものといつてよい実用主義であろう。それにしても教育体系のなかににおける明快さを欠くこの大阪工業学校の位置づけは、第五回帝国議会ばかりか、つぎの第六回帝国議会における審議でも繰返して議論の対象になっている。結論としては、十分に疑義が解消されたとはいえないものの、当初の提案どおり入学資格と修学年限は決着をみている。

養成する人材が職工なのか職工長であるのか、あるいは伝統的工業の職人かあるいは近代的大工業の職工なのかという疑義についての審議にも長い時間がかけられている。この衆議院予算委員会に政府書記官として出席していた小山健三は、一般論として技術に携わる人間を職工、職工業者、工業技師に分類して工業教育制度との対応を試み、大阪工業学校では「職工丈ニ止マルモノ、教授ハセス、進ンデ職工長トカ親方トカニナルベキモノヲ養成スル見込」であると答弁し、東京

表 1 大阪・東京両工業学校の学科，入学資格と修学年限の推移

	大阪工業学校 (明治29年 5 月創立)			大阪高等工業学校 (34年 5 月改称)		
学 科	明治29年 7 月	30年 5 月	32年 6 月	36年 6 月		
	機械工芸科	機械工芸部 機械科	機械工芸部 機械科 造船部 船体科 機関科	機械科 造船科 船用機関科		
学 科	化学工芸科	化学工芸部	化学工芸部	化学工芸部	化学工芸部	化学工芸部
		応用化学科	応用化学科	応用化学科	応用化学科	応用化学科
		染色科	染色科	染色科	染色科	染色科
		窯業科	窯業科	窯業科	窯業科	窯業科
		醸造科	醸造科	醸造科	醸造科	醸造科
	冶金科	冶金科	冶金科	冶金科	冶金科	
入学資格	高等小学校卒業			中学校卒業		
修学年限	4 カ年			3 カ年		
	東京職工学校 (明治14年 5 月創立)		東京工業学校 (23年 3 月改称)		東京高等工業学校 (34年 5 月改称)	
学 科	明治14年 8 月	19年 8 月	23年 7 月	29年 5 月	32年 6 月	36年12月
	化学工芸部	化学工芸部 染工科 陶器玻璃科	化学工芸部 染織工科 陶器玻璃工科 (27・6窯業科)	染織工科 窯業科	染織科 色染分科 機織分科 窯業科	染織科 色染分科 機織分科 窯業科
学 科	機械工芸部	製品科 機械工芸部 機械科	応用化学科 機械工芸科 機械科 電気工業科	応用化学科 機械科 電気工科	応用化学科 機械科 電気科 電気機械分科 電気化学分科 工業図案科	応用化学科 機械科 電気科 電気機械分科 電気化学分科 工業図案科 建築科
	入学資格	高等小学校 卒業	中学校卒業			
	修学年限	予科 1 カ年 本科 2 カ年半	3 カ年			

注) 東京職工学校—東京工業学校についての工芸部・科ならびに入学資格および修学期間の変遷の一部は簡略にしてある。

工業学校との関連における再三の質問にも「結果ハ職工長ニ至ルノデゴザイマスガ、唯途ガ違ウ、固ヨリ職工長ト申シマスト職工長ノ巾ガ広クゴザイマスカラシテ……ソレデ浅草 (引用者注、東京工業学校) カラ見ルト稍度ヲ低クシタノデゴザイマススケレドモ、決シテ職工教育デハナイ」と弁明もしている。このような議論が、経費要求説明にある「上等ノ職工及職工長ヲ養成スル」ということの内容であり、大阪工業学校創立ののちの規則第一条において「本校ハ上等職工及職工長ヲ養成スル所トス」と規程させている。

設置科目については、明治二五年段階において機械工芸・化学工芸・鉱山の三科が構想されていたが、第五回帝國議會提出の経費要求書説明では機械工芸・化学工芸の二科に決着をみている。しかし、各科の内部構成については予算案

審議の過程で明確になっていき、機械工芸科には鑄造、鍛錬、金具製造、板金細工、紡績機械、電気工業、造船などの分科を、化学工芸科には染色、鑄造、窯業、製紙、漆器、冶金などの分科の設置を考慮している²⁰⁾と述べている。そこへ先に触れた全国酒造組合联合会から提出された醸造学研究の学科を設けよという請願を配慮し、既設の東京工業学校の醸造部門が不十分であることを認め、大阪工業学校化学工芸科のなかの一分科に醸造部門を設けたいことを、このときはじめて政府は明らかにしている。結論的にいえば、大阪工業学校には東京工業学校に設けられていない漆器や冶金などの分科がはじめて設置されるし、より整った醸造分科をもつことなどを含め、地域の性格を反映させたものとなると同時に分科の数も多いものとして発足する予定であることが明確にされた。

そのほか、創設費の件、建造物の構造、生徒制服の必要性など多岐にわたって審議が行われている。そこで一貫してみられた政府の姿勢は牧野伸顯次官の発言で代表されるように「普通教育モアリ、又工芸上ノ教育モ」身につけさせることであり、小山健三はさらに具体的に「日本在来行ハレテ居ル工業ニ化学ヲ応用シテ漸次改良スル方針」が採れる職工(長)の養成を構想していたことである。井上毅は、のちに触れる明治二七年四月一日の大阪の演説においてボンベイ工業視察団が日本の「職工ニ教育ナク学科ト実地ト結ヒ付カサルカ故ニ将来ノ日本工業ハ盛ナルコト能ハザルベキコト」と報告したことに言及しながら、工業教育を職工にこの「科学ト実地」を結びつけることと理解²⁰⁾していたが、ここに当時の政府の姿勢ないし思想が要約されていると

みなしてよいであろう。

第五回帝国議会衆議院では以上のようにして大阪工業学校の創設費に関する審議を終え通過をみた。しかし、明治二六年一月三〇日、政府は突如衆議院を解散し、大阪工業学校創設の件は持越されてしま²¹⁾う。

(5)

明治二七年三月の総選挙のあとをうけ、同年五月に第六回特別議会が開催された。²¹⁾大阪工業学校創設の件は、明治二七年度追加予算案として議会に再上呈された。政府呈出の案文は前回とほとんど同一内容のものであった。しかも、井上毅はこの年四月に京都・岡山地方の学事視察のさい大阪に立寄り、関係者と懇談するとともに、大阪私立教育会総会で演説し、工業教育において大阪を重視せねばならない意味を説き、各種の工業教育機関を整備する必要を強調していた。すなわち、この原型は小山健三の前年一二月に書いていた「工業学校ヲ大阪ニ設置スルニ必要ナル理由」にみられるが、さらに第五回帝国議会の審議をも踏えて、大阪における工業教育諸施設の整備、とくに地元自らの手で創立しなければならぬ実業補習学校の設立を強く求め、あわせて井上自身はかつて基金の拠出を求めたことに関連させつつ「大阪ニ工業学校ヲ設立スルコトニ就テハ余ハ将来ニ尽力ヲ怠ラサルヘク」と、その責任のあることを明確に述べていたのである。²²⁾

第六回特別帝国議会にあたり、井上毅は大阪工業学校の創立に強い

意志をもって臨んでいる。衆議院予算委員会第一日目は牧野伸顯次官がこれまでの経過や大阪に工業学校を設ける意味を答弁していたが、第二日目には井上毅が自ら出席して「私ノ申上ゲタイノハ大阪工業学校ノコトデゴザイマス」とことわり、詳しい説明をあたえているばかりか、世界における経済競争で勝利を収めるために工業学校の創立が必要だとさえ、極論している。しかも、経済競争における技術の役割を絶対視しているところに、井上毅の殖産興業政策が、さらには明治二〇年代も後半になってきたときの科学・技術至上主義と結びついで、の国策を垣間見ることができ、工業教育もこれに関連させて振興をはかるという方式がここでも採られているのである。

しかし、第六回特別議会は衆議院で内閣弾劾上奏案が可決されたことから、明治二七年六月二日解散を命じられ、大阪工業学校の創立の案件は再び見送られる結果となった。そこで、河野・井上と二代にわたる文部大臣の助言があったことから協力を申しでいた大阪府知事山田信道は同二七年六月九日付で「大阪工業学校設置ノ義ニ付上申」を提出し、二回にわたる解散によって予定が大幅に遅延することを危惧し、この事態を遺憾とする旨申立て、早急な実現を改めて迫っている。²³⁾

ところが、多大の尽力を惜しまなかった井上毅は病気が悪化して同二七年八月二九日に辞職した。芳川顕正が文部大臣の職を臨時兼務するが、一〇月三日に西園寺公望が任命され、かれの手で大阪工業学校創立は最終段階を迎えるのであった。だからといって日清戦争とその戦後処理は直ちに具体化に着手させはしなかったのである。明治二七

年九月の総選挙のあとの一〇月一日、第七回臨時帝国議会は日清戦争のために広島に召集され、短期間で閉会された。つぎの第八回帝国議会において明治二八年度予算案が審議されることになっていったが、この予算案には大阪工業学校の創立費は計上されていなかった。

このような政府の措置を不満とした大阪市会は、帝国議会開催中の明治二八年一月二八日に大阪工業学校設置の件を緊急議題として採りあげ、審議している。市会は明治二六年六月に採択した工業学校設置に関する文部大臣宛の建議案と同一のものを全会一致で可決し、実現をはかるために市会議員一名を上京させて関係方面に働きかけることとし、その議員を選出した。直ちに上京して関係者との折衝を重ねた結果、大阪工業学校の創立予算を呈出中の政府予算案のなかに組み込むことが絶望的であることから、衆議院では大阪府選出議員を中心に建議案を立案・上呈することにし、貴族院では請願の採択に向けて働きかけることになったのである。²⁴⁾

会期末の明治二八年二月一三日の衆議院本会議において、前川楨造の外一名が「工業学校設置ニ関スル建議案」を上呈し、速やかに大阪工業学校を創立することを政府に迫った。審議のために設けられた特別委員会の活動は詳らかではないが、その結果をもとに一部文言の修正を見たものの、本会議で建議案は可決をみた。²⁵⁾ 貴族院においてはこの間に「意見書案 工業学校創立ノ件」についての請願会議が開催され、それが可決をみている。²⁶⁾ 政治的休戦のなかで、しかも日清戦争後の「戦後経営」の一環として大阪工業学校の創設は位置づけられ、その実現の日程を急ぎ、具体化がはじめられていく。²⁷⁾

速やかに貴族院と衆議院の決議に応じるには、明治二八年度追加予算案に大阪工業学校創立費を計上することであるが、そのさい二九年度にわたる建設費とすることで、もっとも実現しやすい形とされた。この手続は貴族院からの意見書を回付された西園寺公望の手で処理されていく。貴族院より内閣総理大臣伊藤博文に送付された意見書は所管の文部大臣西園寺に回付され、そこで同年七月九日付で閣議に上呈され、一五日付で可決されるに至った。²⁸⁾

第九回帝国議会には、大阪工業学校創設費が明治二八年度追加予算案および同二九年度予算案において、二カ年継続事業として必要予算が請求された。審議については貴族院、衆議院ともに見るべき論議もなく、簡単に通過してしまふ。²⁹⁾

以上のようにして大阪工業学校は帝国議会に創立案が上呈されてから二年目、予定より一年遅れで創立に漕ぎつけたわけである。³⁰⁾だが、この間に日清戦争があったことを含めて日本の工業の展開は、その国家政策を含めて新しい局面を迎え、いわゆる「戦後経営」の時代にはいつていた。教育制度の整備にあっても高等学校に医学部をはじめとして工学部などの設置、それに京都帝国大学の創設の件もまたこの第九回帝国議会で協賛を得ていた。そのために大阪工業学校創立が立案されはじめた明治二五年ごろとは工業社会の状況が激しく変化していたうえ、教育制度、とくに専門教育制度も大幅な改革を経ていることから、この創立された工業学校そのものの改革が発足とともに必要になってきたことが、議会審議をあまりにも簡単に終えてしまったことから看過されていたといえよう。

表 2 大阪工業学校創立計画と実現の過程

立案者 立案時期	手島精一 明治24年10～11月	文部省 25年下半年期	文部省 26年下半年期	文部省 28年下半年期	創設された 大阪工業学校
入学者資格	小学高等科卒業 年齢15歳以上 工業家の子弟		小学高等科卒業 年齢15歳以上	小学高等科卒業 年齢15歳以上	小学高等科卒業 満14歳以上
修学年限 設置学科	3カ年 機械科 化学工業科	機械工芸科 化学工芸科 鉱山科	4カ年 機械工芸科 化学工芸科	機械工芸科 化学工芸科	機械工芸科 化学工芸科
創立費 年間経費	約5万円 約1万円	92,352円 28,360円	97,152円 16,000円内外	97,152円	97,152円 16,127円 (8カ月分)
開校年度 設立理由		27年度 大阪が商工業の 中心 商業学校が既設	28年度 同左 創立費の半額を 大阪市が負担	29年度 同左	29年10月開校
備考	東京工業学校教授 両三名の合議の うえ作成	東京工業学校 と相並立する ものとして		28・29両年度に またがる継続費	

大阪工業学校の官制が明治二九年五月に公布されたことで、大阪には官立校として大阪工業学校、府立の大阪医学校、それに市立の大阪商業学校が鼎立する状況となり、これらが関西地方における専門教育を担うことになったわけである。このなかで最初に高等専門学校の実態を備えていき、昇格していったのは官立の大阪工業学校である。

創立後の大阪工業学校は、第一回入学生の卒業を前に、明治三二年六月には造船部を増設するとともに、入学者資格を中学校卒業程度と改め、修学年限を四カ年から三カ年に短縮することで、東京工業学校と同じレベルの工業学校となった。そして「上等職工及職工長ヲ養成スル所」とあった規則を「将来工業ニ従事スヘキ者ヲ養成スル所」とするなど、これまた東京工業学校規則と同じ様式に改めていることでも示されるように、当時の文部省直轄学校のうちの専門学校と同等の内容を備える学校へと短期間のうちに上昇していくのである。実質の変化にともなう名称の変更は、翌三四年五月、実業学校令にもとづいて設立されてきた府県立その他の工業学校と「其ノ学科程度ヲ異ニス故ニ」東京工業学校とともに、「高等ノ文字ヲ冠セシメ」ることになった。³¹⁾

この時期にはまた、京都大学の設置と関連して高等学校令によった第三高等学校工学部が明治三四年四月一日に廃止され、残る第五高等学校工学部も同三九年三月に熊本高等工業学校となることで、専門教育が高等工業学校に統一されていった。そして実業学校令による府県

立等工業学校の拡充・整備と相まって、かつての錯綜した状況の工業教育の階梯は、府県立等工業学校・高等工業学校・工科大学という体系に整理されていくのである。

視点を變えて大阪という地域をみると、ここに所在していた大阪医学校は、この同じ明治三四年の六月に大阪府立医学校と改称しているが、明治三六年三月に公布された専門学校令により大阪府立高等医学校と改称し、同時に本科に予科を設けることで、その教育体制を拡充していく。大阪商業学校は文部省が立案した第二高等商業学校設置計画における設置場所をめぐって神戸と争い、第一四回帝国議会に呈出された大阪に高等商業学校を設置する建議案が七〇対七一と一票差で否決されたことから、国立移管による昇格が望めなくなり、大阪市会の決議を経て、同三四年四月に市立大阪高等商業学校に改組・改称していくのである。

以上のような経過によって、大阪は設置主体の異なる工業、医学、商業の三専門学校を擁立する関西における教育の一つの中心を再構築するまでになってきたわけである。そのさいに、官立校の大阪工業学校―大阪高等工業学校の演じた主導的役割は大きかったと評価してよからう。しかし、これら三校の創立と展開の過程がそれぞれ異っていたこと、とくに商業学校の国立移管・昇格が帝国議会において否決されたこともあってか、他方で工業と医学の両校が中之島地区で隣接していたことが、のちの三校の命運に決定的ともいえる影響をもたらすことになってくるのである。

教育制度の整備において、東京に対する関西の地位の向上はつねに

要求されつづけていくが、この関西において第三高等中学校の移転が実現してから中心は京都となり、この間の明治三〇年六月には京都帝國大学が創立をみており、大阪と京都は東京に対抗して諸学校を分担する体制が創出されるのもこの時期のことである。そして大阪と京都との間の較差の解消にはさらに時間を必要としたことはいうまでもない。

本稿執筆にあたり貴重な資料の提供や助言を賜った多くの方々に対し、ご芳名を挙げないが、厚く感謝申しあげたい。

〔注〕

- 1 『東京工業大学六十年史』、東京工業大学、昭和十五年、一四二頁。
海後宗臣編『井上毅の教育政策』、東大出版会、一九六八年、五四三頁。
- 2 『農商務省第七回報告』、明治二〇年～『同一〇回報告』明治三三年度の各報告を見よ。
- 3 『東京工業大学六十年史』、二〇五～二二二、五〇一、一〇六四～六五頁。
- 4 大阪府知事山田信道「大阪工業学校設置ノ義ニ付上申」明治二七年六月九日付、『公文雜纂』、明治二七年六月三〇日、二A—一三〇三二一（資料10）。当時は大阪府知事が大阪市長を兼ねていた。
- 5 手島精一「大阪ニ工業学校ヲ設立スルノ必要ヲ論ズ」、『教育時論』、第二三五号（明治二四年一〇月五日）、一二頁（資料1A）。
- 6 手島精一「工業学校設置ニ関シ、再ビ書ヲ大阪市民諸君ニ寄ス」、同右、第二三七号（明治二四年一月一日）、一五頁（資料1B）。
- 7 無署名「大阪市ニ工業学校設立ノ計画」、『大日本教育會雜誌』、第一一八号（明治二五年七月）、三八八頁（資料2）。
- 8 日下部三之助「教育家の研究すべき現今の問題」、同右、第二二〇号（明治二五年九月）、四九五頁。
- 9 「大阪工業学校設置ノ件請議案」、梧陰文庫、B—二七八九（国学院大学図書館所蔵（資料3））。
- 10 『井上毅の教育政策』、四九一頁以下参照。
- 11 注4に同じ。
- 12 大阪市役所編『大阪市会史』第二卷（明治四四年）、二〇六～二〇七頁（資料4A）、および『大阪工業学校一覽、從明治三〇年至三十一年』、二～四頁（資料4B）。
- 13 『井上毅の教育政策』、五〇〇頁。
- 14 たとえば、注5、および無署名「大阪商業学校新築落成移転式」、『大日本教育會雜誌』、第二二一号（明治二五年一〇月）、六四九頁。
- 15 無署名「全国酒造組合聯合大会」、『醸造雜誌』、第一一五号（明治二六年六月二日）一四頁（資料5A）。
- 16 同誌、第四四号（明治二三年六月二五日）、三二頁も参照のこと。
政府への請願は全国酒造組合だけではなく、大阪府の書記官片岡直温を介しても試みられている。
無署名「醸造工科の設置に就て」、『醸造新報』、第一七号（明治二六年七月一日）、三四頁（資料5B）。
- 17 同号の三五頁にはまたつぎの記事が掲載されている。
「大阪工業学校新設費」は四万円の見積を以て文部省より第五帝國議會に提出すべき由なり。」
- 18 第五帝國議會提出「明治二七年度予算案」（資料7）。
- 19 小山健三「工業学校ヲ大阪ニ設置スルニ必要ナル理由」、明治二六年二月、梧陰文庫、B—二七八七、B—二七八八（資料6）。
- 20 『第五帝國議會衆議院予算委員會速記録』、第五科第一号（明治二六年二月八日）一七～一八頁、同第五科第二号（明治二六年二月九日）一七～二三頁（資料7）。以下において審議状況の記述は資料によるので、とくに頁数は掲げない。
- 21 『東京工業大学六〇年史』、二〇六～二〇七頁。
この手島の発想を具体化したものに西村正三郎ら教育談話會の「実業教育施設ニ関スル意見」、『教育時論』、第二九六～七号（明治二六年七月五日同月一日）がある。
- 22 井上毅「大阪私立教育會總會における演説」、木村匡『井上毅君教育事業小史』、安江正直・有田利雄刊、明治二八年、四五～四八頁（資料8）。
- 23 第六帝國議會の件については「予算案」ならびに「衆議院予算委員會

速記録』を参照(資料9)。

22 注20に同じ。

23 注4に同じ。

24 『大阪市会史』第二巻、七九五〜七九六頁(資料11A)、および八六七〜八六九頁(資料11B)。

25 「工業学校設置ニ関スル建議案」ならびに審議については『第八回帝国議会衆議院議事速記録』(資料12)。なお、この特別委員会の議事録はない。

26 「工業学校設立ノ件」、『第八回帝国議会貴族院議事速記録』(資料13)。

27 牧野伸顕「大阪工業学校創設ノ緊急ナル理由」、牧野文書二四一(国会図書館所蔵)(資料14)。

28 西園寺公望文部大臣、「工業学校創立ノ件」、『公文雜纂』明治二八年三月一二日、二A―一三〇三六二(資料15)。

29 「大阪工業学校設置ノ理由」、『大阪工業学校一覽』前出、一〜二頁(資料16)および、第九回帝国議会展出『予算案』ならびに審議については『第九回帝国議会衆議院予算委員会速記録』および『第九回帝国議会貴族院予算委員会速記録』(資料17)。

30 「大阪工業学校創立ニ関スル請議」、『公文類聚』明治二九年四月二八日、二A―一〇七五〇(資料18)。

31 「大阪工業学校改称ノ件」、『公文類聚』明治三四年五月三日、二A―一〇九二一(資料19)。

なお、各注末尾の(資料1〜19)の数字は、本誌五〇ページに掲げた資料の番号を示す。

(かまたに ちかよし 東洋大学)